

事務連絡
令和2年5月18日

各区市福祉事務所
西多摩福祉事務所
各支庁

生活保護担当係長 殿

東京都福祉保健局生活福祉部
保護課課長代理（保護担当）

住居・生活等に関する相談支援の実施について（情報提供）

日頃より、生活保護行政に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、別紙のとおり厚生労働省社会・援護局保護課保護係長から事務連絡がありましたので送付いたします。

なお、「新型コロナウイルスの影響による経済状況の悪化に伴う離職等により住居を失うおそれがある者等への住居・生活支援について（協力依頼）」（令和2年4月6日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）でお伝えしたとおり、生活保護が必要と判断される者に対しては、各ハローワーク所在地等の実施機関を特定して案内することはなく、個別の状況に基づいて、適切な支援先である実施機関を案内している旨を東京労働局に確認していることを申し添えます。

（担当）

東京都福祉保健局生活福祉部
保護課保護担当

電話03-5320-4064

事 務 連 絡

令和 2 年 5 月 1 2 日

都道府県

各 指定都市 民生主管部生活保護担当課保護担当係長 殿

中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課保護係長

住居・生活等に関する相談等支援の実施について（情報提供）

生活保護行政の推進については、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化に伴う離職等により、住居を喪失するおそれのある者をはじめとして生活困窮状態に陥る者が発生することが懸念されております。今般、「住居・生活等に関する相談等支援の実施について」（令和2年5月1日職発 0501 第2号厚生労働省職業安定局長通知）が発出され、住居・生活支援を実施する自治体等と密接な連携の下、こうした支援が必要であると思われる者が公共職業安定所に来所した場合に、早期かつ円滑に適切な支援へつなげるとともに、早期再就職に向けて必要な就職支援窓口へ誘導し、その住居・生活及び雇用の安定を図ることを目的とし、「住居・生活等に関する相談支援実施要領」が定められたところです。

当該実施要領では、公共職業安定所に来所した者であって、生活保護制度の利用を希望する者に対しては、福祉事務所で相談を受けるよう教示し、相談窓口へ的確に誘導することとされていることから、管内の実施機関に対して、別添通知の内容を周知いただき、貴管内の福祉事務所におかれましては、本取組の実施にご協力いただきますようお願い申し上げます。

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

（公 印 省 略）
住居・生活等に関する相談等支援の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化に伴う
離職等により、住居を喪失するおそれのある者をはじめとして生活
困窮状態に陥る者（以下「住居・生活等困窮者」という。）が発生
することが懸念されている。

住居や生活に関する支援については、生活困窮者自立支援法（平
成 25 年法律第 105 号）及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
等に基づき、福祉事務所設置自治体等により実施されているところ
だが、今般決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」
（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定（令和 2 年 4 月 20 日改正））において、
「ハローワークにおける外国人労働者、事業主、非正規雇用労働者、
就職支援又は住居・生活支援を必要とする求職者等に対する相談支
援体制の強化」を図ることとなったことを踏まえ、住居・生活等困
窮者に対して必要な支援を早期かつ円滑に実施するため、「住居・
生活等に関する相談支援実施要領」を別添のとおり定め、本年 5 月
1 日から適用することとしたので、取扱いに遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は厚生労働省内の関係部局と協議済みであるので、
念のため申し添える。

（添付）
①
②
③

住居・生活等に関する相談支援実施要領

制定 令和2年5月1日

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化に伴う離職等により、住居を喪失するおそれのある者をはじめとして生活困窮状態に陥る者が発生することが懸念されている。住居や生活に関する支援（以下「住居・生活支援」という。）については、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）及び生活保護法（昭和25年法律第144号）等に基づき、福祉事務所設置自治体等（以下「自治体等」という。）により実施されているところだが、本事業においては、住居・生活支援を実施する自治体等と密接な連携の下、こうした支援が必要であると思われる者が公共職業安定所（以下「安定所」という。）に来所した場合に、早期かつ円滑に適切な支援へつなげるとともに、早期再就職に向けて必要な就職支援窓口へ誘導し、その住居・生活及び雇用の安定を図ることを目的とする。

2 事業内容

本事業は、安定所に来所した者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した者等のうち、住居を失うおそれのある者や離職等により日常生活の維持が困難になっている者等（以下「住居・生活等困窮者」という。）に対して、下記により相談等支援を実施する。

(1) 住居・生活支援等に関する相談窓口の設置

ア 管内の安定所のうち、離職等により住居・生活支援が必要となる者が多数来所する可能性のある安定所において、安定所が管轄する自治体等における住居・生活支援に関する情報提供や相談、当該支援の担当窓口への誘導及び安定所内の相談窓口と連携した就職支援を提供する窓口（以下「住居・生活支援窓口」という。）を設置する。

なお、住居・生活支援窓口の名称については、住居・生活支援の案内から就職支援まで行われることが明らかとなるよう、「住居・生活支援及び就職に関する相談窓口」等とすること。

イ 上記アの窓口には、別添1「就労・生活支援アドバイザー（住居・生活支援分）設置要領」に基づき、次の①から⑤の業務を担う就労・生活支援アドバイザー（住居・生活支援分）（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

- ① 住居・生活等困窮者の状況把握、住居・生活支援に関する相談
- ② 住居・生活支援施策に係る制度説明

③ 住居・生活支援施策に係る事前要件確認（安定所の実施する支援施策以外のものについては、客観的な判断が可能な要件に限る。）

④ 住居・生活支援施策の担当窓口に対する誘導

⑤ その他、上記業務を行う上で必要となる業務

(2) (1) の窓口において取り扱う住居・生活支援

本事業における相談等業務の対象となる住居・生活支援は次のアからエのとおりであるが、雇用保険の失業等給付や職業訓練受講給付金といった安定所において取り扱う支援の一部（以下「雇用施策」という。）も含まれることに留意すること。

また、この他にも事業を実施する安定所管内の自治体等が提供している支援があれば、適宜追加すること。

ア 自立相談支援

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」とい

う。）第 4 条に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う等の支援を行う。

イ 住居確保給付金

法第 5 条に基づき、離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に給付金を支給する。

ウ 生活福祉資金貸付制度（特例貸付）

「生活福祉資金の貸付けについて」（平成 21 年 7 月 28 日付け厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知）及び「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和 2 年 3 月 11 日付け社援発 0311 第 8 号厚生労働省社会・援護局長通知）等に基づき、新型コロナウイルス感染症による経済への影響に伴う休業等を理由に、一時的な資金が必要な方への緊急の貸付等を実施する。

エ 生活保護制度

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づき、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う。

なお、上記に掲げる自治体等における住居・生活支援については、「生活保護受給者等就労自立促進事業」（「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領（平成 25 年 3 月 29 日付け職発 0329 第 21 号別添）」（以下「生保事業」という。）と密接に関連するものであることから、本事業の実施に当たっては生保事業を担当する就職支援ナビゲーターとも連携の上対応すること。

3 事業実施体制の整備

(1) 安定所外の担当窓口との連携体制の確保

アドバイザーは、管内の自治体等と協議の上、安定所内外の担当窓口の担当者が相互の連携に活用するためのものとして上記2(2)の各支援施策の担当窓口の組織名・担当部署名・所在地・連絡先等について一覧表

(別添2：参考様式)を作成し、各担当者に配布する。

また、異動等があった場合は、変更内容を安定所に連絡してもらうよう、一覧表に掲載された担当者に依頼する。

(2) 安定所内での住居・生活支援窓口への誘導

住居・生活支援窓口については、総合受付にリーフレット(別添3：参考様式)を配架するなどにより日頃から周知を図るとともに、下記によりニーズを把握した場合は、積極的に当該窓口へ誘導すること。

ア 総合受付における対応

安定所の総合受付においては、来所者の住居・生活支援窓口の利用に係る希望の有無を聴取し、利用を希望する者については、別添4

「住居・生活支援相談票」に必要事項を記入させた上で、住居・生活支援窓口へ誘導する。

なお、すべての来所者に希望の有無を聴取することが困難である場合は、安定所の実情に応じて、求職申込書の記入台に住居・生活支援窓口のリーフレットとともに「住居・生活支援相談票」を配置し、必要な場合に記入した上で総合受付に提出するよう案内表示する、求職者端末付近や職業相談窓口へ配置するなど、本人から申し出しやすいようにすることも差し支えない。

イ 住居・生活支援窓口以外の相談窓口における対応

① 住居・生活支援窓口以外の安定所内の相談窓口の担当者は、相談者が住居・生活等困窮者であることを把握した場合は、住居・生活支援窓口へ誘導する。

② 来所者のうち、雇用保険の失業等給付の受給を終了し、又はまもなく終了が見込まれる者については、雇用保険の失業等給付の受給終了後に収入が確保できず、住居や日常生活の維持に困難をきたすおそれのある場合に住居・生活支援窓口を案内する。

4 住居・生活等困窮者に対する支援施策に係る相談等

(1) 住居・生活等困窮者の状況把握

アドバイザーは、住居・生活等困窮者の状況について、本人が記載した「住居・生活支援相談票」の内容について確認しつつ、特に次の点に留意して聴取を行う。

ア 住居の状況(住居喪失の場合は喪失からの期間と現在の寝泊まりの

場所、住居喪失のおそれがある場合はその理由)

イ 就業・離職の状況（離職理由と離職からの経過期間、これまでの就職活動の状況、離職後にアルバイト等の就労をしている場合はその仕事の内容や収入等）

ウ 生活の現状と緊急性（今後、日常生活の維持が困難となってしまう時期等）

エ 雇用保険の失業等給付受給の有無（有の場合は受給開始時期等）

オ 本人の就労の意欲、能力、適性、就業経験

(2) 支援施策の制度説明

ア アドバイザーは、上記(1)により把握した住居・生活等困窮者の状況を踏まえた上で、適合すると思われる支援施策について、丁寧な制度説明を行う。説明に当たっては別途示す生活困窮者自立相談支援、住居確保給付金、生活福祉資金貸付制度のパンフレットのほか、自治体等が配布しているパンフレット等を活用しつつ行うことが望ましいことから、あらかじめ、当該自治体等へパンフレット等の提供を依頼し入手しておくこと。

当該自治体等においてパンフレット等の数が少ない等、入手が困難な場合は、当該自治体等に確認の上、HP等から印刷するなどして資料を用意しておくこと。

イ 制度説明の際、申請から資金交付までの平均的な所要期間に関する情報、申請方法（来所又は郵送等）など、実際の運用状況に関する情報の提供も行う。なお、支援施策の新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置等の取扱いについては、随時変更等されていることに留意し、適宜担当窓口と連携の上対応すること。

(3) 利用可能な住居・生活支援施策の確認

ア 住居・生活支援に係る要件確認

① アドバイザーは、本人の希望を踏まえつつ、住居・生活支援施策のうちいずれが利用できる可能性があるかについて、本人から口頭で要件確認を行い、該当する可能性のある支援施策を紹介する。

② この要件確認は、あくまでも担当窓口における要件確認に先立つ事前確認の位置づけであるので、実際の申請時には確認書類等が必要になり、支援施策の対象となるかどうかは担当窓口が最終判断することになる旨を本人に十分理解を求めることとし、利用の可否に関する断定的判断と受け取られないよう十分留意する。

特に、安定所の実施する支援施策以外のものについては、客観的な当否の判断が可能な要件に限って確認を行うことになるので、本人に支援施策の対象となるかどうかについて予断を与えないよう留意する。助言に当たっては、必要に応じ、支援施策担当者や電話等により

相談を行う。

上記についての対応例として、窓口「当窓口では他の機関が実施する制度も含め、求職中の方が利用できる生活支援制度のご案内を行っています。ただし、各制度のご利用に当たっては、各制度担当機関による審査等が必要になります」等の掲示を行うことが考えられる。

イ 住居・生活支援施策に係る併用関係 (別添5参照)

① 住居確保給付金

職業訓練受講給付金を受給している場合、これを受けている間は、住居確保給付金を支給しない。また、住居確保給付金の受給期間中に職業訓練受講給付金を受給した場合、住居確保給付金の支給は停止され、一定の手続きを経て、再開される。

② 生活福祉資金

総合支援資金は本則の取扱として、「失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付等を受けている者は、原則として資金の貸付対象としない」こととしているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な方がそれぞれの生活費等に関する不安を抱えていることから、特例貸付(※)については、それぞれの状況を踏まえた対応として、単に失業等給付や年金等を受けていることをもって機械的に貸付の対象外とするのではなく、その金額が生計維持のために十分か、使途や緊急性も踏まえて、きめ細かな対応を行うこととしている。

※「特例貸付」とは、令和2年3月11日付け社援発0311第8号「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」(令和2年3月18日・4月20日一部改正)に基づき、新型コロナウイルス感染症の発生による休業等により、当面の生活費に関する資金需要に対応するために講じられている措置を指す。

(4) 適切な就職支援窓口への誘導等

就職を希望している者については、住居・生活支援に関する相談だけでなく、例えば次のような安定所の支援施策について説明し、当該支援を希望する場合は支援を提供している窓口へ誘導すること。

ア 求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者に対し、訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の要件を満たす場合には訓練期間中に給付金を支給し、きめ細かな就職支援を実施するもの。

イ 早期再就職支援事業

雇用保険受給資格者のうち特に早期の再就職の意欲の高い求職者及び就職活動のプロセスに複数又は深刻な課題を抱える求職者に対し、担当者制により、個々のニーズを踏まえつつ計画的に就職支援を実施するもの。

ウ 生保事業

生活保護受給者、生活困窮者等に対して、自治体への常設窓口の設置や巡回相談の実施等により、自治体と連携した就労支援を実施するもの。

このほか、安定所においては様々な就職支援サービスを提供していることから、本人の状況やニーズ等を踏まえて、より効果的と思われる支援窓口へ誘導すること。

5 安定所から自治体等への住居・生活等困窮者の誘導

自治体等における住居・生活支援担当部署への誘導に当たっては、当該担当部署と電話等で直接連絡を行い、本人の状況や持参させる書類に関して補足すべき事情等を説明したり、本人の訪問日時の設定を行う等により、相談を円滑に実施機関へつなぐようにする。

なお、現下の状況により、当該担当部署が非常に混雑し連絡が困難な場合等も考えられることから、あらかじめ、連絡が必要な場合又は不要な場合等については、当該担当部署と協議しておくこと。

また、住居確保給付金や生活福祉資金については、原則、郵送による申込を勧めているところであるので、留意すること。

(1) 住居確保給付金・生活福祉資金貸付の利用希望者の誘導

ア 住居確保給付金・生活福祉資金貸付の利用申込にかかる基本的な対応
新型コロナウイルス感染症の感染防止及び申込に対する迅速な決定を推進する観点から、住居確保給付金については、必要に応じて郵送等による申請を認めることとしており、また、生活福祉資金の特例貸付については、原則、電話による相談や郵送による申込としているが(※)、各自治体や市町村社会福祉協議会で対応状況が異なるため、各自治体や社会福祉協議会へ対応を確認すること。

※電話でのやりとりの中で特に切迫した状態にある方は、窓口への来所を促す対応を行っている。

イ 住居確保給付金・生活福祉資金貸付の利用希望者への対応

住居確保給付金・生活福祉資金貸付の利用を希望される方に対しては、制度の案内や申込書等が掲載されているホームページや、相談先の電話番号・対応時間等を紹介する。

なお、インターネットの利用環境がない方に対しては、まず電話による相談を促すこと。

ウ 生活福祉資金の緊急小口資金の申込の留意点

生活福祉資金の緊急小口資金については、別途示す申込書及び記載例や、申込先となる市町村社会福祉協議会を案内する。その際、別途示す本人が提出する際に活用できるチェックリストを情報提供すること。

(2) 生活保護制度の利用希望者の誘導

生活保護制度の利用を希望する者に対しては、別添6「生活保護の相談に係る連絡票」を交付し、それを現居住地（住居を喪失している者は現在地）を管轄する自治体の相談窓口を持参して相談を受けるよう教示し、相談窓口へ的確に誘導する。

(3) 雇用施策による支援が終了する者の誘導

雇用施策による支援を受けている者から、当該支援が終了する直前に、住居確保給付金又は生活福祉資金貸付の利用を希望する旨の相談があった場合には、上記4(3)アによって利用の可能性を確認した上で、上記(1)によって担当自治体又は担当社会福祉協議会における相談に誘導する。

6 住居・生活等困窮者の個別台帳の整備

(1) 住居・生活支援窓口において管理すべき住居・生活等困窮者の情報

住居・生活支援窓口においては、取り扱ったすべての対象者に係る次の事項に関する個別情報を把握して、支援に活用できる形で管理するものとする。

- ア 住居・生活支援窓口において把握された本人の状況
- イ 住居・生活支援窓口で行った相談支援の状況
- 利用可能な支援施策の確認・選択、支援施策の相談・申請窓口に係る情報提供や誘導

(2) 住居・生活等困窮者の個別情報の管理の方法

ア「住居・生活支援窓口支援管理台帳」の作成による情報管理

※住居・生活支援窓口においては、(1)の個別情報を、別添7「住居・生活支援窓口支援管理台帳」によって整理して記録しておくものとする。

なお、各安定所の実情に応じて、雇用施策の利用状況等の関連情報を参考として記録する等のため、当該様式の項目を適宜追加することは差し支えない。

イ ハローワークシステムの求職データによる情報管理

アの個別情報については、ハローワークシステムの求職データにおいても入力をして管理を行う。

ただし、他機関への誘導後に求職登録が無効となる場合も想定されることから、ハローワークシステム上の情報管理はあくまで補助的な手段として利用すること。

7 各支援施策の利用状況等に係る情報の安定所内での相互利用

(1) 各支援施策の利用状況等の情報管理

各支援施策の利用状況等の情報は、次によって管理することとなること。

ア 住居確保給付金・生活福祉資金貸付制度

住居確保給付金・生活福祉資金貸付制度への誘導状況については、住居・生活支援窓口において、別添7「住居・生活支援窓口支援管理台帳」によって管理すること。

イ 職業訓練受講給付金

職業訓練受講給付金の支給状況については、訓練担当窓口が、ハローワークシステムの給付金支給申請情報等によって情報管理している。

(2) ハローワークシステムへの入力

各担当窓口においては、各支援施策の利用状況等をハローワークシステムの求職データに入力することを励行し、各担当窓口が他の支援施策の利用状況等を確認した段階でこれを参考とすることができるが、この方法は、上記6(2)イのただし書きと同様、あくまでも補助的な確認方法とする。

8 事業の実施状況

労働局は、別途指示する様式により安定所における本事業の実施状況をとりとまとめ、別途指示する期日までに本省職業安定局雇用開発企画課就労支援室まで報告する。

就労・生活支援アドバイザー（住居・生活支援分）設置要領

就労・生活支援アドバイザー（住居・生活支援分）（以下「アドバイザー」という。）の設置については、職業相談員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第57号）によるほか、この要領に定めるところによる。

1 職務

アドバイザーは、「住居・生活等に関する相談支援実施要領」に規定する事項のうち以下の業務を、安定所に来所した求職者のうち、住居を喪失するおそれのある者を含め、生活困窮状態に陥る可能性がある者等（以下「住居・生活等困窮者」という。）に対して、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が定めるところにより次の職務を行う。

- (1) 住居・生活等困窮者の状況把握、住居・生活支援に関する相談
- (2) 住居・生活支援施策に係る制度説明
- (3) 住居・生活支援施策に係る事前要件確認（安定所の実施する支援施策以外のものについては、客観的な判断が可能な要件に限る。）
- (4) 住居・生活支援施策の担当窓口に対する誘導
- (5) その他、上記業務を行う上で必要となる業務

2 採用等

- (1) アドバイザーは、以下の要件を具備する者のうちから、都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）が採用する。
 - ア 住居・生活支援施策の実務に関する知見を有すること。具体的には次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 地方自治体の住居・生活支援施策担当部署、社会福祉協議会又は福祉事務所等のいずれかの相談窓口における勤務経験を有すること
 - (イ) 社会福祉士又は社会福祉主事任用資格を有するとともに、福祉関係の相談業務の実務経験を有すること
 - (ウ) 住居・生活支援施策の実務に関する高い学習意欲と対人サービス業務の経験を有することにより、上記(ア)(イ)に準ずる能力と適性を有するものと判断できること
 - イ 社会的信望がある者
 - ウ 1の職務を行うに当たって、必要な熱意と見識のある者
- (2) 任期は1年以内とし、予算年度を超えないこと。ただし、再採用することを妨げない。
- (3) 都道府県労働局長は、本人から申し出のあったとき、又はその者にアド

バイザーにふさわしくない非行があったときは、アドバイザーを免職することができるものとする。

3 研修の実施

都道府県労働局長は、採用したアドバイザーに対して、採用後の早い時期に、職務を遂行するのに必要な次の事項に関する知識についての研修を行うものとする。

- (1) アドバイザーの職務の目的、具体的内容及び心構え
- (2) 安定所の実施する各種業務（職業相談・職業紹介、雇用保険、公共職業訓練、求職者支援制度等）に係る実務的知識
- (3) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）及び生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく住居・生活支援施策その他安定所管内の地方自治体等において行われている住居・生活支援に係る実務的知識
この際、必要に応じて、住居・生活支援施策を所管する地方自治体等からの研修講師の派遣など、地方自治体等の協力を得ること。

4 秘密保持義務

アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 その他

この要領に定めるものの他、アドバイザーに関し必要な事項は、別途定めるものとする。

労働時間の削減のための取組・労務・労務

仕事・住まい・生活のための支援策の相談先

	①雇用保険 ②職業訓練受講給付金 ③生保事業	④生活福祉資金貸付制度	⑤住居確保給付金	⑥生活保護
●●市(東部地区)	ハローワーク●● 住所 電話 ①=雇用保険給付課 ②~③=●●部門	●●市社会福祉協議会 住所 電話	●●市東部自立相談支援機 関 住所 電話	●●市東部福祉事務所 住所 電話
●●市(西部地区)				
市				
町				
村				
	①~② 課 ●●係 住所 電話 ③ 課 ●●係 住所 電話	●●市社会福祉協議会 住所 電話		

新型^{しんがた}コロナウイルス^{かんせんしょう えいぎょう}感染症^{えいぎょう}の影響^{えいぎょう}などで
お住まい^すの確保^{かくほ}や生活^{せいかつ}資金^{しきん}にご不安^{ふあん}のある皆^{みな}さまへ



住居・生活及び就職に関する 相談窓口のご案内

ハローワーク〇〇では、新型^{しんがた}コロナウイルス^{かんせんしょう えいぎょう}感染症^{えいぎょう}の影響^{えいぎょう}を受け、離職^{りしょく}などによりお住まい^すを喪失^{そうしつ}するおそれ^{かた}のある方^{かた}や、生活^{せいかつ}資金^{しきん}に不安^{ふあん}を抱^{かか}える方^{かた}のご相談^{そうだん}のための窓口^{まどぐち}を設置^{せっち}しています。

ご相談内容の例

1

家賃^{やちん}が支払^{しはら}えない、住むところがない…
当面^{とうめん}の生活^{せいかつ}資金^{しきん}がない…



自治体^{じちたい}の住居^{じゅうきょ}確保^{かくほ}給付^{きゅうふ}金^{きん}や生活^{せいかつ}資金^{しきん}の
貸付^{かひつけ}制度^{せいど}などをご紹^{しょう}介^{かい}します※

2

すぐに新^{あたら}しい仕事^{しごと}を見つ^みけられるか不安^{ふあん}…



ご希望^{きぼう}に応^{おう}じた職業^{しよくぎょう}相談^{そうだん}窓口^{まどぐち}や
就職^{しゅうしょく}に必要な^{ひつよう}訓練^{くんれん}をご案内^{あんない}します

3

その他^た、ご不安^{ふあん}やご希望^{きぼう}に
きめ細^{こま}かく応^{おう}じた相談^{そうだん}対^{たい}応^{おう}を行います



※住居・生活支援に関する申請^{しんせい}手続^{ていぞく}などは自治体^{じちたい}で行^{おこな}うこととなります。
また、制度^{せいど}の要件^{ようけん}に該^あ当^あしない場合^{ばい}などは対象^{たいさう}とならないことにご留^{りゅう}意^いください。

問い合わせ

くわしい内容^{ないよう}については、総合^{そうごう}受付^{うけつけ}または

〇番^{ばん}窓口^{まどぐち}（住居・生活^{じゅうきょ}及び^{せいかつ}就職^{しゅうしょく}に関する^{かん}相談^{そうだん}窓口^{まどぐち}）にお問^とい合^あわせください。

No. _____

住居・生活支援相談票

□には、あてはまるものに☑をつけてください。

令和 年 月 日			
(フリガナ) 氏名			
世帯構成	<input type="checkbox"/> 単身	<input type="checkbox"/> 複数世帯 (本人が主たる生計維持者)	<input type="checkbox"/> 複数世帯 (その他)
生年月日	昭和・平成	年 月 日 (満 歳)	
現在の住所 又は居所(※)	<input type="checkbox"/> 自宅・家族の家		
	<input type="checkbox"/> 友人・知人の家		
	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅		
	<input type="checkbox"/> 社宅・会社の寮など		
	<input type="checkbox"/> 住居がない		
電話番号			

※「居所」とは、住居のない方の場合の、ふだん寝泊まりしている場所をいいます。

◆現在の仕事の状況

- 現在仕事をしている (近日中に離職予定：離職予定時期_____)
- 離職 { 離職時期：平成・令和 年 月
離職理由： 事業主都合 期間満了 自己都合
(具体的な理由：_____)

◆雇用保険の受給状況

- 受給中 (_____ 年 _____ 月まで / 給付額日額_____円)
- これから受給予定 (_____ 年 _____ 月から)
- 受給終了
- 受給資格がない

◆その他の支援施策などの受給状況

- 職業訓練受講給付金 年金 住居確保給付金
- 生活福祉資金貸付 (緊急小口資金 その他) 生活保護

◆本日相談したいこと

- 仕事・就職活動に関すること
- 職業訓練に関すること
- 住居に関すること
- 生活費に関すること
- その他

(具体的にご記入ください)

ご記入いただき、ありがとうございました。

住居・生活支援施策に係る併用関係整理表

①単独で利用する場合

○：単独での利用が可 ×：単独での利用は不可

	雇用保険 失業等給付	職業訓練 受講給付金	住居確保 給付金	生活福祉資金貸付		生活保護
				生活支援費	小口緊急 資金	
単独での利用	○	○	○	○	○	○

②併用する場合

下表は、ある給付・貸付を受けている場合に、他の給付・貸付を受けることの可否を整理したもの。

○：併用可 ×：併用不可

		「現に利用中のもの」の制度に加えて利用しようとするもの					
		雇用保険 失業等給付	職業訓練 受講給付金	住居確保 給付金	生活福祉資金貸付		生活保護
					生活支援費	小口緊急 資金	
現に利用中のもの	雇用保険失業等給付	×	×	※1	※2	○	※5
	職業訓練受講給付金	×	×	※3	※2	○	※5
	住居確保給付金	※1	※3	×	○	○	※3
	生活福祉資金貸付 生活支援費	※2	※2	○	×	※4	※6
	生活福祉資金貸付 緊急小口資金	○	○	○	※4	×	※6
	生活保護	※5	※5	※3	※6	※6	×

※1：雇用保険の失業等給付は、住居確保給付金の申請時の収入として算定し、収入額が省令の定める収入基準額を超える場合は併給不可となる。

※2：生活支援費を含む総合支援資金は本則の取扱として、「失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付等を受けている者は、原則として資金の貸付対象としない」としている。特例貸付の運用においては、単に失業等給付や年金等を受けていることをもって機械的に貸付の対象外とするのではなく、その金額が生計維持のために十分か、使途や緊急性も踏まえて、きめ細かに貸付を行うこととしている。

（なお、「特例貸付」とは、令和2年3月11日付け社援発0311第8号「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和2年3月18日・4月20日一部改正）において新型コロナウイルス感染症の発生による休業等により、当面の生活費に関する資金需要に対応するために講じられた措置を指す。）

※3：住居確保給付金を受給中に職業訓練受講給付金又は生活保護を受給することとなった場合は、住居確保給付金の支給は停止となる。職業訓練受講給付金の受給が終了した後、受給者本人の希望により支給が再開される（ただし、通算支給期間は最長で9か月）。

※4：今般の特例措置においては、まず収入減少があった場合に、緊急小口資金により対応し、なお、収入の減少が続いたり、失業等となり、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった場合に総合支援資金により対応することを想定している。

※5：生活保護受給中であっても、要件を満たしていれば雇用保険失業等給付又は職業訓練受講給付金を受給することができるが、この場合、当該給付金のうち必要経費を除き全額収入認定され、生活保護費の減額又は生活保護の停廃止となる。

※6：生活保護を受給している者については、健康で文化的な最低限度の生活が保障されていることから、基本的には貸付の対象外となると考えられる。

生活保護の相談に係る連絡票

(福祉事務所名) _____ 福祉事務所 御中

当公共職業安定所に求職申込みをしている次の求職者より、生活保護の相談の御希望がありましたので、生活・住居支援施策の利用状況とあわせて、次の通り連絡いたします。

公共職業安定所担当者記入欄

	氏名	(才)	生年月日	年 月 日
	世帯構成 (同居人)			
① 相談者	住居の有無	持ち家 ・ 借家 (家賃: 円) ・ その他 () ・ 無		
	住居又は居所			
	電話番号			
② 求職状況	初回求職登録	平成 ・ 令和 年 月 日		
	これまでの安定所での求職活動状況			
③ 各種支援施策の利用状況	雇用保険の受給資格	有 (月額 円) ・ 無		
	生活困窮者自立支援制度等の利用状況			
	その他の支援施策の利用状況			
④ 生活保護制度の説明				
⑤ 相談内容・生活状況の確認	相談の概要			
	(1) 預貯金・現金等の保有状況			
	(2) 収入の状況・生計維持手段			

公共職業安定所 _____ 令和 年 月 日

名称 _____
電話番号 _____
担当者名 _____

求職者記入欄

上記の私の個人情報、生活保護の相談に必要な範囲で、自治体及び公共職業安定所との間で相互利用されることについて了承します。

求職者 フリガナ _____
氏名 _____
生年月日 _____
住所 _____
電話番号 _____

(注) 住所欄は、現在の居住地を記載すること。ただし、住居がない場合は、現在寝泊まりしている場所を記載すること。

